



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ、レソト、エスワティニにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（南ア、エスワティニ、レソト情報）（9/20日午前現在）

【ポイント】

- 9月20日午前現在、南アでは累計659、656名（前日から2、029名増）、エスワティニでは5、245名（前日から30名増）、レソトでは1、390名（前日の発表なし）の感染が確認されています。また、NICDによると南ア国内では累計15、940名（前日から83名増）、エスワティニでは104名（前日から1名増）、レソトでは33名（前日の発表なし）の死亡症例が確認されました。南アは引き続き新規感染者数が増加傾向であり、ロックダウン警戒レベルが引き下げられていますが、在留邦人の皆様は引き続き感染予防に努めて下さい。
- 17日、ラマポーザ大統領は、9月21日から同警戒レベル1に引き下げられる旨、さらに、10月1日から国境閉鎖がハイリスク国の出入国を制限するなどの条件付で解除される旨が発表されております。（注：規制詳細及びハイリスク国については数日中に関係閣僚が発表予定。）
なお、ロックダウン警戒レベル1の官報抜粋は下記1イのとおりです。
- 現在、南ア（9月21日よりロックダウン警戒レベル1）、エスワティニ（5月8日から部分的ロックダウン緩和）及びレソト（5月6日からロックダウン規制緩和し、7月20日から5段階レベルのロックダウン規制を導入で現在レベル3のパープル）では、ロックダウン中で、渡航者の国境の出入国が禁止されています。なお、南ア政府は、10月1日より国境封鎖の条件付解除を発表していますが、現段階では詳細は発表されていません。9月中は、引き続き南ア発の空路チャーター便や帰還のための臨時便の離発着を特別に認めています。
- 南アの新規感染者数は減少しつつありますが、経済活動のさらなる緩和により感染リスクが高まる懸念されますので引き続き感染予防に努めていただきますようお願いいたします。
- 南ア、エスワティニ、レソトの各国についての現状は以下1、2、3のとおりです。
- 事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

* 前回領事メールから変更部分に下線をしました。（本領事メールはテキストのみのため下線が反映されていませんが、当館ウェブサイトには下線を付したバージョンを掲載しています。）

https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19.html

* トップページ安全情報を参照してください。

【本文】

1 南ア

(1) 南ア政府の対応

ア 南アでは、20日午前現在659、656名（前日から2、029名増）の感染が確認されています。3月17日以降感染者数の中には国内感染例が含まれており、南ア国内での感染が確認され、死亡者は15、940名（前日から83名増）、累計治癒数は589、434名です。

<http://www.nicd.ac.za/>

* NICD ウィークリーレポートはこちらです。（9月5日まで）

<https://www.nicd.ac.za/wp-content/uploads/2020/09/COVID-19-Weekly-Epidemiology-Brief-week-36.pdf>

【参考】州別の感染者数

	(感染者数)	(死亡者数)
●ハウテン州	217、116名	死亡者：4、027名
内訳（19日付）		
*ヨハネスブルグ管区	86、662名	
うちアレキサンドラ及びサントン等地区	13、963名	
ランドバーグ等地区	9、360名	
フォーウェイ等地区	8、749名	
ソウエト等地区	20、137名	
CBD等地区	15、159名	

 **在南アフリカ共和国日本国大使館**
Embassy of Japan in South Africa

*ツワネ管区（プレトリア含）	47、621名	
うちブルックリン及びセンチュリオン等地区	7、327名	
プレトリアCBD等地区	14、757名	
●クワズールー・ナタール州	117、569名	死亡者：2、530名
うちエテクイニ管区	55、338名	死亡者：1、205名
●西ケープ州	109、358名	死亡者：4、111名
●東ケープ州	88、034名	死亡者：3、067名
●フリーステート州	43、776名	死亡者：838名
●北西州	28、025名	死亡者：325名
●ムプマランガ州	26、389名	死亡者：496名
●リンポポ州	14、658名	死亡者：362名
●北ケープ州	14、731名	死亡者：184名
●未割り当て	0名	

イ 4月25日、南ア政府はナショナル・ロックダウンを5段階に分類した警戒レベルを発表し、5月1日から警戒レベル4に引き下げ、6月1日からは警戒レベルを3に引き下げ、8月18日からレベル2に引き下げました。また、9月21日から同警戒レベル1に引き下げられる旨、さらに、10月1日から国境閉鎖がハイリスク国の出入国を制限するなどの条件付で解除される旨が発表されております。（注：規制詳細及びハイリスク国については数日中に関係閣僚が発表予定。）

引き続き、9月までは渡航者は陸路、空路（帰還のためのチャーター機や臨時便を除く）、海路（船員除く）とも南アの出入国ができない状況です。

9月21日からのロックダウン警戒レベル1への引き下げ及び国家的災害事態（National state of disaster）指定を10月15日まで延長すると発表しました。

『ロックダウン警戒レベル1の改正後の官報概要抜粋』

<https://www.gov.za/nr/node/800977>

『警戒レベル1官報』

https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202009/43725gon999.pdf

●主な変更点

【人の動き】

・夜間外出禁止令の時間変更（午後10時から翌日午前4時までを、午前0時から午前4時までに変更。）

【葬儀への参列】

・会場の定員の50%まで、互いに1.5メートル以上離れることを条件に葬儀への参列者の上限を50名から100名に変更。

【集会】

・集会の制限がさらに緩和。（社会的、宗教的、政治的、その他の集会は、会場の収容人数の50%以内、屋内での集会の場合は、250人、屋外での集会の場合は500人まで）

・映画館、劇場、コンサート、ライブなどのレクリエーション目的の集まりは、上限人数を50人から会場の収容人数の50%以内に変更。

・ジム、フィットネスセンター、プールは、上限人数を50人から会場の収容人数の50%以内に変更。

・スポーツイベントに関する既存の制限は引き続き適用される。（観客の禁止、国際的なスポーツイベントの禁止含む。）

【立ち入り禁止の場所・施設】

・レベル2から変更無し。（ナイトクラブ営業は引き続き禁止）



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

【一般の者による訪問が規制される場所】

・有権者登録又は特別投票のために必要な場合の例外が新たに規定。

【国境の一部再開】

・10/1より、アフリカ大陸からの渡航者、およびCOVID-19の感染・感染率が低いアフリカ大陸以外の国からの渡航者は出発72時間前のCOVID-19陰性証明書提出等の条件付きで南アに入国可能。

・アフリカ大陸外の国からの南アへの入国を一時的に規制するための入国基準及びCOVID-19の感染・感染率が高い国のリストは別途定められる。リストは随時改訂することができる。

・国際航空旅行はORタンボ国際空港、キング・シャカ国際空港、ケープタウン国際空港の3つに制限される。

・ビザの申請業務の再開については、別途内務担当閣僚の指示で定められる。

・COVID-19陽性の旅行者が南アに入国できないようにするため、海外旅行抑制プロトコル(International Travel Containment Protocols)を策定。

【公共交通】

・レベル2から当該官報上の記載変更無し。(当館注：詳細は運輸大臣が発表予定。)

【酒類の販売、供給または輸送】

・酒類の販売曜日の変更(祝日を除く月曜から木曜の9時から17時までを、祝日を除く月曜から金曜の9時から17時までに変更)

【特定の経済的除外事項】

・特定の経済的除外事項から、「娯楽を目的とした国際航空旅行」が削除された。

・特定の経済的除外事項に「通夜」「現在閉鎖されている35の陸地国境」「通過儀礼」が追加された。(当館注：ただしこれらはレベル2でも禁止されていた。)

●改正後の官報概要抜粋(下線部は改正前からの変更点)。

【人の動き】

66. 全ての人、以下の場合を除き、午前0時01分から翌日午前4時までの間、居住地にいなければならない。

(a) 表4に掲げる業務に係る業務以外の業務を行う場合で、関係閣僚の指示による許可又は別表Aの様式第7に該当する許可を受けているとき。

(b) セキュリティまたは医療上の緊急事態。

【公共の場における義務的なプロトコル】

67. 人は

(a) 公共の場所にいるときは、激しい運動をする場合を除き、フェイスマスクを着用しなければならない。

(b) その人がフェイスマスクを着用していない場合は、公共の場所にいること、いかなる形態の公共交通機関を使用すること、または公共の建物、場所または敷地内に入ることを許可されないことがある。

【葬儀への参列】

68. (1) 葬儀への参列は100名以内とし、禁止されている集会とはみなされない。ただし、会場の定員の50%を超えない範囲で、互いに1.5メートル以上離れること。

(2) 通夜は禁止される。

(3) 葬儀中は、フェイスマスクを着用し、すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスングの措置を遵守すること。

【集会】

69. (1) 全ての人、フェイスマスクを着用し、COVID-19にさらされることを制限するため

 **在南アフリカ共和国日本国大使館**
Embassy of Japan in South Africa

に、集会に参加する際には、以下のことをしなければならない。

- (a) フェイスマスクを着用する。
 - (b) すべての健康プロトコルを遵守すること。
 - (c) 互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
 - (d) 健康担当閣僚と協議の上、当該閣僚の指示に基づき定めるところにより、その他の健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスの措置を遵守すること。
- (2) 集会を行う屋内外の施設の所有者又は運営者は、その施設の最大収容人数を記載した建物使用許可証を表示しなければならない。
- (3) 信仰施設における集会は、屋内集会の場合は250人以下、屋外集会の場合は500人以下に制限される。ただし、会場の定員の50%を超えない範囲で互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
- (4) ソーシャル・イベントは、屋内集会の場合は250人以下、屋外集会の場合は500人以下に制限される。ただし、会場の定員の50%を超えない範囲で互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
- (5) 政治行事や伝統的協議会の集会は、屋内集会の場合は250人以下、屋外集会の場合は500人以下に制限される。ただし、会場の定員の50%を超えない範囲で互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
- (6) 業務を目的とする職場での集会は認められる。
- (7) 会議 (conferences and meetings) の場合は、屋内集会の場合は250人以下、屋外集会の場合は500人以下に制限される。ただし、電子プラットフォームを介して参加する者を除き、会場の定員の50%を超えない範囲で互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
- (8) 映画館、劇場、コンサート、ライブなどのレクリエーション目的の集まりは、屋内集会の場合は250人以下、屋外集会の場合は500人以下に制限される。ただし、会場の定員の50%を超えない範囲で互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
- (9) カジノでの集まりは、会場の定員の50%を超えない範囲で互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。この(利用可能人数の)割合は、関係閣僚の指示に基づき増加させることができる。
- (10) 次の場所での集まりは、関係閣僚の指示に定める健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスの措置を遵守することを条件に許可される。
- (a) スポーツグラウンド及びフィールド。
 - (b) ビーチ及び公共の公園
 - (c) 博物館、ギャラリー、図書館、公文書館。
- (11) ジム、フィットネスセンター、プールでの集まりは、会場の収容人数の50%を超えないことを条件に許可される。
- (12) 以下の場所での集会は、以下の制限のもとに許可される。
- (a) 飲食店であって、健康担当閣僚と協議の上、当該閣僚が発令しなければならない指示に定めるところにより、営業時間、人数、健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスの措置についての指示を厳守すること。
 - (b) バー、居酒屋、酒場及びこれに類する施設で、その場に入れる客の数がその場の収容人数の50%を超えないように制限されており、客同士が互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
 - (c) ホテル、ロッジ、B&B、タイムシェアリング施設、リゾート、ゲストハウスでは、会場の定員の50%を超えない範囲で、利用者は互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。この(利用可能人数の)割合は、関係閣僚の指示に基づき増加させることができる。
- (13) オークションでの集まりは、保健担当閣僚と協議の上、担当閣僚が発令する指示に定める健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスの措置を遵守することを条件に認められる。
- (14) プロおよびアマチュア (non-professional) の試合を含むスポーツ活動で、認可されたスポーツ団体によって認可されたもので、以下の条件を満たす場合は許可される。
- (a) 保健担当閣僚と協議の上、スポーツ担当閣僚の出す指示に従うこと。
 - (b) スポーツの試合会場には、記者、ラジオ、テレビのクルー、警備員、救急医療サービス、およびスポーツの試合会場の所有者が雇用する必要な従業員のみが入場することが可能。
 - (c) スポーツの試合会場には、そのスポーツの試合に必要な選手、試合役員、サポートスタッフ、メディカルクルーの人数のみが入場可能。
 - (d) スポーツの試合会場又は敷地には、観客を入れないこと。



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

(e) 国際的なスポーツイベントは禁止される。

(15) 執行官は、禁止された集会が行われた場合には、次のことをしなければならない。

(a) 集会に出席している者に直ちに解散を命じること。

(b) 人々が解散を拒否した場合には、適切な措置を講じなければならない、1977年刑事訴訟法(1977年法律第51号)に従って、集会に参加していた人を逮捕及び拘留することができる。

【立ち入り禁止の場所・施設】

72. (1) ナイトクラブ営業は禁止される。

(2) 協調統治及び伝統業務担当閣僚は、国民がCOVID-19にさらされるおそれがある場合には、指示により、閉鎖しなければならない他の場所または敷地を決定することができる。

【国境の一部再開】

75. (1) 部分的に運用されていた18の陸地国境は完全に運用され、現在閉鎖されている35の陸地国境は閉鎖されたままとなる。

(2) 第3項及び第4項を条件に、南アとの間の旅行が許可される。

(3) 2020年10月1日より、アフリカ大陸からの渡航者、およびCOVID-19の感染・感染率が低いアフリカ大陸以外の国からの渡航者は、以下の条件を満たすことを条件に再開される。

(a) 旅行者が出発日の72時間前までに取得した陰性検査の有効な証明書を提出すること。

(b) 旅行者が陰性であることを証明する証明書を提出しなかった場合には、自費で隔離を行わなければならない。

(4) アフリカ大陸外の国からの南アへの入国を一時的に規制するため、関係閣僚は、保健担当閣僚と協議の上、次のことについて指示で定める。

(a) COVID-19の感染・感染率が高い国からの南アへの入国を管理するための基準。

(b) COVID-19の感染・感染率が高い国のリスト。このリストは随時改正することができる。

(5) COVID-19の感染・感染率が高い国のリストに記載されている国からの海外旅行は、内務担当閣僚の承認を得て許可されるビジネス目的の旅行を除き、引き続き禁止される。

(6) 南アで学校に通う近隣諸国からの日常的な通学者または教師で、南アへの出入国が許可されている者は、COVID-19に関する次の定めるプロトコルを遵守することを条件に、南アへの出入国を許可されることとする。

(a) COVID-19のスクリーニング及び必要に応じて検疫又は隔離を行うこと。

(b) フェイスマスクの着用。

(c) 移送。

(d) 安全性及びCOVID-19の蔓延防止に関する健康プロトコルに従った消毒とソーシャル・ディスタンスを確保する措置。

(7) すべての商業港を開放する。

(8) 国際航空旅行は以下の空港に制限される。

(a) OR タンボ国際空港。

(b) キング・シャカ国際空港

(c) ケープタウン国際空港

(9) ビザの申請業務の再開については、内務担当閣僚の指示で定める。

(10) 内務担当閣僚は、保健・運輸担当閣僚と協議の上、海外旅行抑制プロトコル

(International Travel Containment Protocols) を策定し、COVID-19陽性旅行者の入国を確実に認めないことを条件に南ア入国地点からの入国を許可するようにしなければならない。

【公共交通】

76. (1) この規則において「長距離旅行 (long distance travel)」とは、200Km以上の旅行をいう。

(2) 運輸担当閣僚は、協調統治・伝統業務、保健、警察、通商産業及び競争、司法及び矯正業務担当閣僚と協議の上、公共交通機関を利用している人々の段階的な職場復帰に対応するため、各種公共交通機関の再開に関し、次の事項について指示をしなければならない。

(a) 国内航空旅行。

 **在南アフリカ共和国日本国大使館**
Embassy of Japan in South Africa

- (b) 鉄道、バス、タクシーサービス。
- (c) e-hailing サービス。
- (d) 自家用車。
- (3) バス・タクシーの運行に関し、
 - (a) 長距離移動のために免許容量の 70%を超えて輸送してはならない。
 - (b) 規制(1)の観点から長距離旅行とみなされない旅行については、免許を受けた容量の 100%を運送することができる。
- (4) 公共交通機関の運転者、所有者又は事業者は、その所有し、又は運営する公共交通機関に、フェイスマスクを着用していない客を乗車させ、又は輸送してはならない。
- (5) 運輸担当閣僚が発する指示には、公共交通機関を利用する国民の COVID-19 への感染を防ぐために遵守すべき健康上のプロトコル及び措置を定めなければならない。

【酒類の販売、供給または輸送】

77. (1) 酒類の販売は、
- (a) 敷地外消費のための認可を受けた販売場所では、週末及び祝日を除き、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで許可される。
 - (b) 認可された敷地内での消費は、規制 66(1)で掲げられた夜間外出禁止令を厳守することを条件に許可される。
- (2) 規制(1)(a)(b)に違反して酒類を販売することは違法行為である。

【警戒レベル 1】

- 在宅勤務が可能な者はすべて在宅勤務をしなければならない。ただし、警戒レベル 1 の下では、以下を条件に、自宅外でのあらゆる種類の業務、通勤・通学、業務目的での移動が許可される。
- (a) 健康プロトコルとソーシャル・ディスタンスング措置の厳格な遵守。
 - (b) COVID-19 の職場環境を整えるための措置を講じるために、段階的に職場復帰を行うこと。
 - (c) 職場復帰は感染症のリスクを回避し、軽減する方法で行われること。
 - (d) この表の特定の経済的除外事項に記載されていない活動。
(特定の経済的除外事項)

1. 通夜
2. ナイトクラブ
3. 現在閉鎖されている 35 の陸地国境
4. 通過儀礼
5. 娯楽を目的とした国際旅客船旅行
6. スポーツイベントへの観客の参加
7. 国際的なスポーツイベント
8. 運輸担当閣僚の指示により定める公共交通機関の業務に関するものを除くもの。
9. 教育事業に関するものであって、教育担当閣僚の指示に基づくものを除くもの。

ウ ロックダウン警戒レベルが引き下げられて以降、経済活動の再開に伴って交通量や人出が増えています。さらに、同警戒レベル 1 に引き下げられ、さらに経済活動が活発化することが予想されます。南ア警察によると、5 月までの犯罪発生件数は通常時と比較して減少していましたが、6 月以降、前年並みになりつつある状況となっています。

警察は国防軍の支援を受けながら引き続き治安対策に当たりますが、治安は深刻な状態に戻っていると見られますので、やむを得ず外出するときは周囲への警戒を怠らないようにしてください。

- **外出の際には、必ずマスクを着用してください（7 月 13 日から全ての公共の場所においてマスク着用が義務化されています（激しい運動をする場合は除く））。**
- **引き続き夜間外出禁令が発令されています（午前 0 時 01 分から翌日午前 4 時まで）。**
- **外出する際には、旅券の原本を持参し、検問等があっても警察官や軍の兵士の指示に従い、挑発的にならないように落ち着いて行動してください。なお、家族には、訪問場所や時間を共有してください。**

 **在南アフリカ共和国日本国大使館**
Embassy of Japan in South Africa

●スーパーマーケットや薬局が混雑して列に並ぶ必要があれば、時間的に余裕があればやめて列がないときに訪れるなど、人が密集している場所は避けるようにして、やむを得ない場合は、距離を保つ等個々で感染防止対策を講じてください。

●自家用車を運転する際には、多数の人を乗せないよう注意してください。官報には、その車両が認可された乗車定員の60%を超えてはならないと規定されています。

●警察大臣は、厳しい姿勢で臨むことを表明しております。また南ア政府が非常事態宣言を留保していることにもご留意願います。

●治安情勢は刻々と変化していくことから、報道等から最新の情報を得つつ、普段以上の注意を払ってください（警察を含む法執行機関とともに、警備会社も必要不可欠なサービスとして稼働しています）。

なお、南ア政府は、ロックダウン延長に伴うガイドラインを掲載しています。

<https://sacoronavirus.co.za/guidelines-and-relief/>

エ 南ア内務省は、ロックダウン前または（ロックダウン）中にビザの有効期限が経過したいかなる者も逮捕されたり、拘束されたりすることはなく、ビザを更新しないで出身国等に帰国する場合も、関連罰則を適用しないと発表し、その有効期限を7月末から10月末までに延長しました。また、本年2月15日以降ビザ有効期限が経過した外国人は、各々のビザまたは適切なビザ免除の申請をロックダウン解除後に直ちに申請してもよいことになっています。

運転免許センター、車両試験センターなどは6月1日から順次運営を再開。また、車両メンテナンスや事故対応などの緊急サービスも再開済。

オ 南ア政府は当初より以下の公立病院を COVID-19 における指定病院として発表しておりますが、各私立病院（Netcare グループ、Mediclinic グループ、Life グループ）も治療可能であることを各々表明しております。体調が悪い場合には、まずは以下の NICD ホットラインや What`s App ナンバー、または、私立病院の場合は、個々の病院にご相談してください。

【公立の指定病院】

- ・ Charlotte Maxeke Johannesburg Academic Hospital
(ハウテン州ヨハネスブルグ)
- ・ Steve Biko Academic Hospital (ハウテン州プレトリア)
- ・ Greys Hospital (クワズールー・ナタール州ピーターマリッツバーグ)
- ・ Tygerberg Hospital (西ケープ州ケープタウン)
- ・ Livingston Hospital (東ケープ州)
- ・ Polokwane Hospital (リンポポ州)
- ・ Pelonomi Hospital (フリーステート州)
- ・ Rob Ferreira Hospital (ムプマランガ州)
- ・ Kimberley Hospital (北ケープ州)
- ・ Klerksdorp Hospital (北西州)

【その他】 *クワズールー・ナタール州においては、下記の病院も指定病院として後に州が発表しております。

- ・ Addington Hospital (クダーバン)
- ・ Ngwelezana Hospital (エンバンゲニ)
- ・ Manguzi Hospital (マングジ)
- ・ Doris Goodwin Hospital (エデンデール)
- ・ Richmond Hospital (リッチモンド)

3月9日より、NICD（国立感染症研究所）に加え、民間の検査機関（Lancet、Ampath、Path Care 等）が参入し、私立の医療機関ではこれらの機関に検査を委託しております。費用は約R850となっておりますが、病院受診の場合にはこれに診察費用等が別途かかります。公立病院が利用するNICDのPCR検査は無料となりました。

一方で、民間の検査機関もNICDの定める検査対象のルールに沿っており、NICDでは発熱や咽頭痛、息切れ、咳などの症状のうちひとつでも当てはまれば検査が可能となりました。以前あった感染国への渡航歴・感染者との接触歴の有無は参考にはされませんが、必須条件ではなくなりました。検査機関は検査の需要が急

在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

激に増えたこともあり、検査結果を得るには 72 時間以上を要しております。検査結果を待つ間は自宅で自己検査を行うこととなります。

もし COVID-19 を疑う症状があれば、かかりつけの医師や病院に受診前に電話をし、指示を仰いでください。医師によっては診療所で検査を行うところもありますが、多くの場合は民間の検査機関へ直接検査に行くことを指示されます。心配な方は、あらかじめかかりつけ医に検査の手順を確認しておくことで安心です。かかりつけ医が不在である、受診すべき病院がわからない場合は、NICD の 24 時間ホットラインをご利用下さい。

●082-883-9920

●What's App サポートライン：0600123456

陽性の場合、NICD より連絡があり、症状や住居環境によって入院の是非が検討されます。症状が軽症の場合は自宅での自己隔離となることもあります。

(注) 7月17日、南ア政府は、南ア政府は COVID-19 に感染した場合の隔離期間をWHO（世界保健機関）のガイドラインに従い、14日間から10日間に短縮することを発表しました。これは症状によって下記の通り運用することが求められております。

<https://sacoronavirus.co.za/2020/07/17/reduction-in-the-isolation-period-for-patients-with-confirmed-covid-19-infection/>

- 無症状→検査で陽性となった時点から 10 日間
- 症状が軽度の場合→症状出現後 10 日間
- 症状が重度の場合→症状が安定（酸素投与が不要になるなど）してから 10 日間

隔離期間が終了した時点においても症状がある場合は、症状が消失するまでは隔離を続けることとなります。一方で、ご自身で症状の重症度を判定することは難しいと思いますので、是非とも検査を指示した医師と相談の上、隔離期間をご判断ください。

現在南ア国内では、マスク、アルコール消毒液が比較的薬局等で入手しやすくなってきております。

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

(2) 日本政府の対応

5月22日、日本政府は、南アの感染症危険情報レベルを「レベル3（渡航中止勧告）」に引き上げました。これは、1万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して、新たに11ヶ国の感染症危険レベルを「レベル3（渡航中止勧告）」に引き上げたことの一環です（下記外務省海外安全ホームページのリンク参照）。この感染症危険情報レベルの引き上げを受け、5月27日から、検査強化等（PCR検査の実施等）を含む、水際措置が講じられています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0605.html> （感染症危険情報）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C051.html （水際対策強化）

2 エスワティニ

(1) エスワティニ政府の対応

ア エスワティニでは20日午前現在5,245名（前日から30名増）の感染が確認され、死亡者累計は104名（前日から1名増）で、累計治癒数は4,571名です。

3月17日エスワティニ政府は、非常事態宣言を発出し、災害マネジメント法第29節を発動し、即時発効かつ2ヶ月を超えない期間で各種対策を実施することとなりました。さらに同政府は、3月27日（金）から20日間のロックダウン実施を延長し、5月8日からロックダウンを緩和しています。

【ロックダウンの緩和の概要】

(a) 国際的な基準を満たしている製造・生産業。これらは、WHO と保健省ガイドラインに厳しく従いつつ営業が許可される。

(b) 代理店、コンサル会社の週3回の営業。



在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

- (c) 家具店は、火曜、木曜、金曜の午前9時から午後3時まで週3回営業する。
- (d) ドライ・クリーニング店は、家具店と類似した状況の下、営業する。
- (e) アパレルショップ、テイラー、ドレスメーカーは月曜、水曜、土曜の午前9時から午後3時まで週3回営業する。

(f) 自動車検査所は、週3回営業する。

(g) デコショップ（ホームウェア販売店）は週3回営業する。

これらのビジネスは、新型コロナウイルスに関する規則及び衛生基準を厳守する能力があることを示さなければならず、当局からの許可を得なければならない。

【5月29日から、以下の事業の再開を緩和】

- (1) 洗車業
- (2) 自動車販売業
- (3) 携帯電話販売業
- (4) 靴修理業
- (5) コインランドリー業

【6月15日から、以下の事業の再開を緩和】

- (1) 自動車教習所
- (2) 衣料品販売業
- (3) 工芸品販売業
- (4) 製造業
- (5) アルコール販売業
- (6) 化粧品美容品販売業
- (7) サロン・美容院
- (8) 食料品以外の一般的な販売業
- (9) 写真撮影スタジオ
- (10) 宝石店

【7月13日から、以下の事業の再開を緩和】

カジノ、娯楽室、賭博施設、オークション、ジム、ヘルス・ビューティスパ、映画館

【7月19日から開始する集会に関するガイドライン】

- (1) 祈りのための集会は、内務省からの許可証を入手する必要がある。2メートルのソーシャルディスタンスが取られているか確認される。マスクの着用は必須、物理的な接触は禁止される。
- (2) 広々とした空間において開催されるのであれば、最大100名まで葬式、結婚式、コミュニティ集会への出席が可能となる。
- (3) 夜の集会は許されない。また、全ての集会は2時間を超えてはならず、2メートルのソーシャルディスタンスが取られているか確認される。
- (4) 60歳以上の人々、また慢性病のある人々は集会を避けなければならない。
- (5) いかなる集会におけるアルコールの消費も禁止される。
- (6) 全ての出席者のコンタクト情報は追跡できるよう保持されなければならない。
- (7) 食事は容器に詰められた状態で出されなければならない。

●これらの予防策に応じないいかなる企業も、休業措置又は許可の停止を受けることとなる。

●公共交通機関は乗車定員の70%までの稼働を認められる。乗客は全員マスクを着用しなければならない。

●学校の再開は、高校2年生及び最終学年生は7月1日から、7年生と中学3年生は7月15日から授業を再開する。政府は、学校の準備状況に関する評価リストを作成した。

●高リスク地域をレベル別に示すためのゾーニング及び画定を行い、更に相乗的な手段を講じる。具体的には、赤色、オレンジ色、黄色、緑色に地域を色分けし、赤色の地域を感染中心部、緑色を低リスク地域といったように分ける。

●現在のところ、マンジニ地区の都市周囲部及び郊外が赤色ゾーンとされ、他の都市はオレンジゾ

ーンと区分されている。

イ エスワティニ保健省は以下を呼びかけています。

- ・咳エチケット、手洗いの励行。
- ・バスや人が多く集まる室内の窓を開けて換気。
- ・発熱、咳及び息苦しさ又は風邪類似の症状があり、かつ旅行歴がある場合には医師の診察を受け、旅行歴を詳しく報告する。
- ・新型コロナウイルス感染流行国に旅行した後は自己隔離を行う（注：保健省は、自己隔離とは、旅行や濃厚接触によりウイルス感染が疑われる場合に、公共の場に出ることを控えることを意味し、期間は最大2週間としています。）。
- ・新型コロナウイルスホットライン：977

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

ウ 現在、エスワティニ国境から南アへ入国することはできない状況ですが、本国への帰還の場合には特別な許可を得て南アに入国することが可能となっていますので、フライト等を予約されてから当館になるべく早め（遅くとも出発日6日前）にご相談ください。

（2）日本政府の対応

6月5日、日本政府は、エスワティニの感染症危険情報レベルを「レベル3（渡航中止勧告）」に引き上げました。これは、1万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して新たに18か国の感染症危険情報レベルを「レベル3」に引き上げたことの一環です（下記、外務省海外安全ホームページをリンク参照）。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0605.html> （感染症危険情報）

3 レソト

（1）レソト政府の対応

ア 20日午前現在、1,390名（前日の発表なし）の感染例が確認されており、死亡者数は33名、累計治癒数754名です。

3月18日レソト政府は、国家緊急事態宣言を発出し、各種対策を強化しています。さらに同政府は、3月29日深夜（30日）からロックダウンを開始し、6月12日にロックダウン規制を一部緩和したものの、感染の拡大を受けて7月20日よりリスク別の色識別による5段階のロックダウン措置を導入し、現在（8月24日より）は、パープル・レベルとなっています。その概要は以下のとおりです。

イ【官報：「COVID-19の流入及び拡散防止】

（抜粋）

（1）別表に規定されている場合を除き、ロックダウン期間中、何人もレソトへの入国及びレソトからの出国は認められない。

（2）副規則（1）の目的のために、以下の指定された出入国地を除き、レソトのすべての国境は閉鎖される。

- ア カレドンスポルト（ブタブテ）
- イ マセル・ブリッジ
- ウ モシヨエシヨエ1世国際空港
- エ ヴァンロイアンズ・ゲート（マフェテン）
- オ マプチェ・ブリッジ
- カ カチャスネック・ブリッジ

（2）副規則（1）にもかかわらず、内務大臣或いは内務大臣の指定する者は、

ア ある者が生命を脅かされる状況のために緊急医療サービスの提供或いは受領を目的としたレソトへの入国及びレソトからの出国を許可することができる。

イ ある者がレソト政府の招待により専門的なサービスを提供するためのレソトへの入国を許可することができる。

 **在南アフリカ共和国日本国大使館**
Embassy of Japan in South Africa

ウ ある者が本規則に明記されていないその他の目的のためのレソトへの入国及びレソトからの出国を許可することができる。

(4) ロックダウン期間中、ある者が別表に規定される理由で居住地を離れなければならない場合を除いて、すべての者は自宅待機しなければならない。

(5) 何人も、公共の場所にいる間、警備職員が警備上の目的のためにマスクを外すよう求める場合を除いて、マスクを着用しなければならない。

(6) 医療従事者、保安職員、国境職員は使い捨てマスクを着用しなければならない。

(7) 政府は以下のカテゴリーの人々にマスクを提供する。

- ・ 学生及び学習者
- ・ 社会開発大臣等によって決定される脆弱なグループ
- ・ 囚人

(8) 経済活動に従事するすべての事業及びその他法人は、別表に従って操業することができる。

(9) 物品を販売或いはサービスを提供する機関、事業、企業の管理者は、

ア その機関、事業、企業は客が互いに少なくとも1メートルの距離を保ち、そして、客がマスクを着用することを徹底して管理しなければならない。

イ (ア) COVID-19 に対する衛生条件及び人々の暴露に関するすべての指導を徹底しなければならない。

(イ) 適切な場所において、従業員が COVID-19 の拡散を防ぐために防護具及び医療用マスク或いは N95 マスクを着用することを徹底しなければならない。

(ウ) 必要に応じ、従業員が WHO のガイドラインに従って過密状態を避け、社会的距離を維持するためにシフト勤務することを徹底しなければならない。

(エ) その機関、事業、企業へ入る者へのマスク着用を徹底しなければならない。

ウ COVID-19 の拡散を防ぐためにその施設に入る人々の数を制限しなければならない。

エ ロックダウン前の価格を維持しなければならない。

(10) 別表において提供される場合を除き、すべての集会及び社会活動は禁止される。

(11) 本規則において認められる集会或いは社会活動の責任者は、別表において提供されている本規則の条項の順守を徹底しなければならない。

(12) ロックダウン期間中、市民による以下の施設への訪問は禁止される。

- ・ 隔離・検疫施設
- ・ 病院
- ・ 保育所及び青少年センター、保護施設、治療施設を含む社会開発省所有の施設
- ・ 矯正施設
- ・ 拘置施設
- ・ 軍の拘留施設

●輸送制限

(1) 別表に従って、すべての公共交通機関及び民間輸送はそのサービスの提供を許可される。

(2) 車両の管理者は、マスクの着用を含む、COVID-19 に対する WHO 衛生・安全対策及び人々の暴露制限に関するすべての手段の順守を徹底しなければならない。

(3) 副規則 (2) は子どもを輸送する車両に対しても適用される。

●法人、企業及び事業の営業時間及び営業形態

(1) 企業及び事業の営業時間は、別表に従わなければならない。

(2) レストラン、シサニャマまたは同様の法人、企業及び事業は、別表に従って持ち帰りのみ提供しなければならない。

(3) ホテル、ロッジ、ゲストハウス、セルフ・ケータリング、ベッド・アンド・ブレイクファースト、モーテルまたは同様の法人、事業及び企業は、

ア 接触者追跡の目的のために、以下の詳細情報を含む宿泊客の記録を適切に保存しなければならない。

- (ア) 名前
- (イ) 身分証明書の写し
- (ウ) 住所及び居住地



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

(エ) 連絡先

イ レソト国外からの宿泊客を記録する際は、宿泊客に検疫後の COVID-19 無感染証明の提出を要請しなければならない。

(4) 工場の経営者はシフト体制で操業することができ、工場内では作業員間は最低 1メートルの距離を維持するとともに、WHO・COVID-19 衛生・安全対策の順守を徹底しなければならない。

●公共の場所及び事業所の清掃・消毒

(1) 本項の目的のために、“公共の場所”は市民がアクセスすることができる場所を意味する。

(2) 政府はリスク評価に基づき公共の場所の清掃・消毒を徹底しなければならない。

(3) 法人、企業或いは事業の所有者或いは経営者は、14日間毎に事業所を清掃・消毒しなければならない。

(4) 閉鎖的な場所で操業している法人、企業或いは事業の所有者或いは経営者は、毎日事業所を清掃・消毒しなければならない。

(5) 宗教行事を提供する機関の長は、毎行事後、宗教的集会を開催する場所の清掃或いは消毒を徹底しなければならない。

●酒類の販売、流通或いは輸送

(1) 酒類を販売するすべての施設は別表に従って操業しなければならない。

(2) 公共の場所での酒類の消費は禁止されている。

●検疫

(1) COVID-19 の症状が確認される者は、副規則 (5) 等により指定される場所において強制検疫の対象となる。

(2) 感染国から来た COVID-19 の兆候或いは症状がない外国籍旅行者以外の者は、

ア 医療従事者による健康状態の監視、或いは、その他の指示に基づき 14日間の自己検疫の対象となる。

イ 検疫手順を順守しなければならない。

(3) COVID-19 の感染患者と接触した医療従事者は、緊密な監視の下、14日間の自己検疫の対象となる。

(4) ロックダウン期間中、救命のために必要だと判断された場合、ロックダウン措置によりある場所から退避させられることを拒否する者は、執行官により一時的な保護施設へ連行される。

(5) 本規則の目的のために、大臣は自身の居住地において隔離或いは検疫できない人々のために、必要な衛生基準を満たす検疫や自己検疫のための一時的な保護施設や場所を指定しなければならない。

(6) 副規則 (1)、(2) 及び (3) にもかかわらず、感染国からレソトへ入国する COVID-19 の兆候・症状がある或いはない者、或いは、COVID-19 の感染患者と接触した医療従事者は検疫・検査され、陰性の結果を受領の上、保健大臣によって許可される場合、14日間の検疫期間の終了を待たずして検疫を免れることができる。

【別表抜粋】

1 リスク別の色識別システム

今後は国内の感染状況によって、以下の5つの段階別にロックダウン措置が施行される。

*現在は、パープルを指定。

(段階) (介入) (リスク評価) (色)

(1) 低感染 抑制 $R_o < 1$ グリーン

(2) 散发性感染 減少 $1 \leq R_o < 1.5$ ブルー

(3) クラスタ感染 制限 $1.5 \leq R_o < 2$ パープル

(4) 低市中感染 除去 $2 \leq R_o < 2.5$ オレンジ

(5) 高市中感染 徹底除去 $R_o \geq 2.5$ レッド

※ R_o とは一人の感染者が感染期間中にその病気をうつす人数である。

2 「社会活動のためのリスク決定及び緩和枠組みにおけるパープル・レベルのロックダウン措置ポ

イント」

- 結婚式：屋内最大50人、屋外最大100人までで最長2時間。飲酒は不可
- 葬式：屋外で最大50人を超えない参加者で午前10時までに終了
- 学校：第6学年、第10学年、第12学年、レソト中等普通教育証明書は外部クラスのリ再開可
- 高等教育：リスクに基づくガイドライン策定の上再開可
- 宗教行事：屋内最大50人、屋外最大100人までで最長2時間
- コンサート・イベント：禁止
- スポーツ：屋外での非接触型スポーツは観客無しで可
- 政治集会：屋内最大50人、屋外最大100人までで最長2時間。飲酒・飲食不可
- 集会：COVID-19の啓蒙目的のためのみ可。屋内最大50人、屋外最大100人までで最長2時間。飲酒・飲食不可
- 娯楽場：閉鎖
- 矯正サービス：健康管理、法律相談及び監視団体を除く訪問の禁止
- 国境：許可取得済みのサービス及び両親、子供、兄弟、祖父母の葬式への参加については限定的に越境可。すべての貨物運転手は、迅速検査を受けなければならない、陰性の外国籍運転手及びその他の人々のみ入国可。陽性の外国籍運転手及びその他の人々の入国は拒否され、陽性のレソト国民は検疫措置となる
- 繊維業：職員の50%の人数で操業可
- その他の製造業：夜間シフトの導入で操業可
- 公共交通機関：5人乗り車両（運転手1人含む）は制限なし。15人乗り、22人乗りミニバス及びバスは立ち客なしで最大収容人数での操業可。ガイドラインに基づき要消毒。
- 鉱山：従業員に対する検査の義務化、シフト勤務及び現場での宿泊施設の提供により操業可
- 運送・内務省業務：休憩を伴う夜間シフト及び電子決済の導入で営業可
- スーパー・小売店：1人毎に1平方メートルの間隔を開けた入場制限のうえ営業可
- 服屋：WHOガイドラインを遵守し試着禁止のうえ営業可
- 公共の場所・モール・銀行：入口でのスクリーニング、マスク着用、消毒の実行のうえ営業可
- 文化・創造産業：オンラインでのパフォーマンスのみ可
- 商業的農業：操業可
- 露天商：WHO衛生手順を順守のうえ営業可
- 観光業：宿泊施設は、客の身元登録のうえ、バイキングを禁止しルームサービスのみで100%の収容人数で営業可
- レストラン・ファーストフード：客の身元登録のうえ持ち帰りのみ営業可
- 酒屋・バー：持ち帰りのみ営業可。アルコール含有量1～10%の場合一人1.5ケース。アルコール含有量11～20%の場合一人6リットル。アルコール含有量21%の以上の場合一人1リットル
- ガソリンスタンド：営業可
- 美容院・床屋：COVID-19手順を順守し、予約のみで営業可

【その他】

兆候・症状が出た場合は、以下のホットラインまたは防疫官の連絡先まで報告してください。

- 80093030
- Dr. 'Makhoase Ranyali、Director Disease Control Department@+266-5884-4544、
- IHR NFP(当館注：International Health Regulations National Focal Point)@+266-5885-2916

【重要】レソト政府と南ア政府は、レソト市民が南ア（ブルームフォンテンなどの病院）での受診につき協議を行い、治療が行えるようにクイーン・マモハト記念病院（Queen Mamohato Memorial Hospital）に相談するよう案内しています。

○クイーン・マモハト記念病院の電話番号：+266-2222-0000

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

(2) 日本政府の対応

8月26日、日本政府は、レソトの感染症危険情報レベルを「レベル3（渡航中止勧告）」に引き上げました。これは、1万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して、新たに11ヶ国の感染症危険レベルを「レベル3（渡航中止勧告）」に引き上げたことの一環です（下記外務省海外安全ホームページのリンク参照）。この感染症危険情報レベルの引き上げを受け、8月30日から、検疫強化等（PCR検査の実施等）を含む、水際措置が講じられています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0826.html>

（感染症危険情報）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2020C069.html

（水際対策強化）

4 一部の国・地域では、日本からの渡航者に対して入国制限を行っている国や地域がありますので、渡航される場合には最新の情報を現地政府機関、日本外務省、日本大使館等から入手してください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（新型コロナウイルスに関する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限）

5 日本では、海外からの渡航者に対して水際対策を抜本的に強化しておりますので、帰国や一時帰国の際には下記をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

（これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ）。

6 日本に帰国を検討されている方で同行者に外国籍の方がいる場合には、日本では入国規制が強化されていますので、以下の注意が必要です。

なお、日本入国のためのビザ申請を必要とする方は、当館に連絡してください。

●南アに居住する日本国籍者以外の方は、日本に渡航する際は現在ビザを新たに取得する必要があります。ただし、「日本人の配偶者」、「永住」等の在留資格を有し、再入国許可を取得した上で（4月2日以前に）日本を出国した方は原則入国可能です。

●その他の国籍者の方もビザ免除で日本に入国できた国籍の方の多くは、ビザ申請が必要となっておりますのでご注意ください。

●新たに申請する場合、条件が以前と比べ厳しくなっています。外国人配偶者の方が日本に渡航するご予定がある方は、当館まで電話にてご相談ください。

●また日本入国後の扱いについてもご注意ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

●7月29日、日本国政府は、在留資格保持者等の再入国・入国を順次許可すべく検討する方針を発表し、現在出国中の再入国許可者の日本への再入国から開始していくことを決定しました。

（注：入国拒否対象地域指定前日までに当該地域に再入国許可をもって出国した方に限られます。南アは5月27日に上陸拒否対象地域に指定）。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

7 警察庁は、新型コロナウイルスをめぐる状況に鑑み、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない者に対し、当該者が所持する免許証の更新期限が令和2年3月13日～9月30日までの間である場合、更新期限の前に、警察署や運転免許センター等に申し出て、期間延長につき、裏面に記載してもらう又はその旨を記したシールを入手することで、運転可能期間を3か月延長することを認めています。当該手続きの詳細については、代理申請が可能かどうかを含めて各都道府県警察に委ねられておりますので、所持する免許証を発行した公安委員会下の都道府県警察に相談してください。

https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html

8 当館領事窓口について

現在、南アはロックダウン期間中ですが、当館は引き続き領事業務を行っています。緊急の申請がある場合には、当館領事班メールにご相談ください。

*メール：consul@pr.mofa.go.jp



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

*電話 : +27 12 452 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

9 引き続き、以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてください。

- * 急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。
- * 頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。
- * 咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

○日本国厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html

(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所 (コロナウイルスに関して)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：新型コロナウイルス感染症対策本部 (第17回) 資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/sidai_r020305.pdf

参考：査証の制限についてのご案内 (外務省 HP)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住 所 : 259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電 話 : +27 12 452 1500 領事・警備

メール : consul@pr.mofa.go.jp
